

『指定介護老人福祉施設』入居契約書

◆◆目次◆◆

第1条	サービスの目的及び内容	第8条	利用者の解約等
第2条	契約の有効期間	第9条	事業者の解除
第3条	施設サービス計画等	第10条	契約の終了
第4条	入院期間中の取り扱い	第11条	事故時の対応
第5条	身体拘束の禁止	第12条	秘密保持
第6条	サービス提供の記録等	第13条	苦情対応
第7条	利用者負担金及びその滞納	第14条	契約外の事項等

社会福祉法人 泰明会

介護老人福祉施設入居

契約書

事業者： てるてる園

第1条（サービスの目的及び内容）

- 1 事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、可能な限り入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等のサービスを提供します。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりとします。

第2条（契約の有効期間）

- 1 この契約の契約期間は、西暦 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 入居者が有効期間満了までに契約の更新を行わない旨の意思表示をしない場合には、本契約は同で更新されるものとします。なお、更新後の有効期間は介護保険被保険者証の有効期間とし、以降自動更新します。

第3条（施設サービス計画等）

- 1 事業者は、入居者の心身の状況及びその意向を踏まえて、「施設サービス計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。施設サービス計画を作成した場合には、入居者に説明いたします。
- 2 事業者は、入居者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合には、速やかに施設サービス計画の変更等の対応を行います。

第4条（入院期間中の取り扱い）

事業者は、入居者が入居期間中、医療機関に入院した場合であって、入院の日から3ヶ月以内に施設に復帰することが見込まれるときは、入退院の手続その他必要な便宜を提供するとともに、やむをえない事情がある場合を除いて、退院後、円滑に再入居できるようにします。

第5条（身体的拘束の禁止）

- 1 事業者は、サービス提供にあたり身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。ただし、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちにその日時、態様、入居者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断した職員等及び該当行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等の書面に記録します。

第 6 条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「施設サービス提供記録書」等の書面に、

提供したサービス内容等の必要事項を記入し、入居者の確認を受けることとします。
- 2 事業者は、一定期間ごとに、前項の施設サービス提供記録書等の書面その他の書面に目標達成の

状況等を記載して、入居者に説明のうえその写しを交付します。
- 3 事業者は、施設サービス提供記録書等の書面を作成した後 2 年間これを保存し、入居者の求めに応じて閲覧に供し、

又は実費負担によりその写しを交付します。

第 7 条（入居者負担金及びその滞納）

- 1 サービスに対する入居者負担金は、別紙に記載するとおりとします。ただし、契約期間中、介護保険法等の法令改正により入居者負担金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業者は法令改正後速やかに入居者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。
- 2 入居者が正当な理由なく事業者に支払うべき入居者負担金を 3 ヶ月以上滞納した場合には、事業者は 1 ヶ月以上の期間を定めてその支払を催告し、期間満了までに入居者負担金を支払わないときに限り、文書によりこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、前項の催告をした後、契約を解除するまでの間に、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入居者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必

要な調整を行うよう努めるものとします。

第 8 条（入居者の解約等）

- 1 入居者は、少なくとも 3 日前までに事業者に予告することにより、いつでも、この契約を解約することができます。
- 2 入居者は、事業者が定められたサービスを提供しなかった場合その他この契約に違反した場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

第 9 条（事業者の解除）

事業者は、入居者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書を交付することにより、この契約を解除することができます。この場合には、事業者は、本人、家族、市町村等の関係機関と協議し、入所者の日常生活を維持する見地から、在宅サービスの利用、生活の場の確保等について必要な調整を行うよう努めるものとします。

第 10 条（契約の終了）

- 1 入居者が他の介護保険施設等に入居又は入院し、又は要介護認定が受けられなかったこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービスの提供が困難となった場合は、この契約は終了するものとします。この場合には、事業者は、速やかにその旨を入居者に通知するものとします。
- 2 入居者が死亡した場合

第 1 1 条（事故時の対応等）

- 1 事業者は、サービス提供に際して入居者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- 2 事業者は、サービス提供にあたって入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を保険の範囲内で、賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

第 1 2 条（秘密保持 個人情報保護）

- 1 事業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、文書により入居者又はその家族の同意を得た場合には、市町村、居宅介護支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用することができるものとします。

第 1 3 条（苦情対応）

- 1 入居者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、生活相談員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、入居者が苦情申し出等を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いもいたしません。

第14条（契約外の事項等）

- 1 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、入居者と事業者の協議により定めます。
- 2 この契約書は、介護保険法に基づく施設サービスを対象としたものですので、入居者がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約するものとします。

第15条(残置物の引取等)

事業者は、本契約が終了した後、契約者の残置物がある場合には、
契約者の家族等にその旨連絡するものとします。

残置物（財産）の引取人は_____（続柄_____）とします。

上記のとおり、施設サービスの契約を締結します。

西暦 年 月 日

(事業者) 所在地 横浜市青葉区奈良町2578番

社会福祉法人泰明会

事業者 て る て る 園

理事長 石 井 明 印

施設長 石 井 照代 印

(入居者) 住 所

氏 名 印

(家族代表) 住 所

氏 名 (続柄) 印

(家族) 住 所

氏 名 (続柄) 印

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	て る て る 園
所在地	横浜市青葉区奈良町2578番

介護保険事業所番号	1 4 7 3 7 0 1 9 0 0 号
管理者及び連絡先	石井 照代 0 4 5 - 9 6 2 - 8 3 7 8
定 員	9 0 名

2 事業所の職員体制 （令和8年6月1日現在）

職 種	人 員
施 設 長	常勤専従 1 名
介護支援専門員	常勤専従 1 名
相 談 員	常勤専従 1 名
介 護 職 員	常勤専従 1 5 名 非常勤専従 2 7 名
看 護 職 員	常勤専従 2 名 非常勤兼務 1 名 非常勤専従 4 名
機能訓練指導員	非常勤兼務 1 名
管理栄養士	常勤専従 1 名

3 サービス内容とご利用料金

（１）介護保険の給付対象となるサービス

① 食 事 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 17：00～

上記の時間は目安です 希望により食事時間の変更はできます

② 介 護 着替え介助、排せつ介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付き添い等

- ③ 入 浴 最低、週 2 回入浴可能です。特別浴または清拭となる場合があります。
- ④ 離床整容 寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮し、適切な整容の援助をします。
- ⑤ 機能訓練 機能訓練指導員により利用者の状況に応じて機能訓練を実施します。
- ⑥ 健康管理 嘱託医師により1回/週の診療を受けることができます。

嘱託医師 ： 赤川 直之 （登戸プライマリケアクリニック）

- ⑦ 相談援助 入居者やご家族からの相談について、誠意をもって応じ、必要な援助を行います。
- ⑧ 介護報酬に係る利用者負担金（費用全体の 1 割・2 割・3 割）

4 事故発生時の対応

- （１） 事業者は、サービス提供に際して入居者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。
- （２） 事業者は、サービス提供にあたって入居者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を保険の範囲内で、賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません

【契約書別紙 1】

介護報酬に係る利用者負担金

区 分	基本額	内容の説明
1) 介護保険	要介護 1 6 7 0 単位	1 日あたりの負担額
被保険者証に	要介護 2 7 4 0 単位	
記載の介護度	要介護 3 8 1 5 単位	

による	要介護 4	8 8 6 単位	
	要介護 5	9 5 5 単位	
2) 全入居者 対象加算額	生活機能向上連携加算		1 0 0 単位/月
	精神科療養指導加算	5 単位	1 日あたりの負担額
	看護体制加算 (Ⅰ) 2	4 単位	
	夜勤職員配置加算 (Ⅱ) 2	1 8 単位	
	日常生活継続支援加算	4 6 単位	
	A D L 維持等加算 (Ⅰ)		
	初期加算	3 0 単位	入所日より 3 0 日以内および 3 0 日を超える入院後入居した場合
	協力医療機関連携加算 2		5 単位/月
	科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)		4 0 単位/月
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		1 0 単位/月
	高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)		1 0 単位/月
	外泊時費用	2 4 6 単位	1 日あたりの負担額 1 月に 6 日以内 月をまたぐ場合は 1 2 日まで
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰイ)		所定単位数× 1 6 3 / 1 0 0 0 単位/月
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰロ)		所定単位数× 1 7 6 / 1 0 0 0 単位/月
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱイ)		所定単位数× 1 5 9 / 1 0 0 0 単位/月	

要介護4

886單位

要介護5

9 5 5 單位

生活機能向上連携加算

100 單位/月

精神科療養指導加算

5 単位

1 日あたりの負担額

看護体制加算 (1) 2

4 単位

夜勤職員配置加算 (II) 2

18單位

日常生活継続支援加算

4 6 単位

ADL維持等加算（Ⅰ）

30単位/月又は60単位/月

初期加算

30 單位

入所日より30日以内および30日を超える入院後入居した場合

2) 全入居者

協力医療機関連携加算 2

5 單位/月

対象加算額

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）

40 單位/月

生産性向上推進体制加算（II）

10 単位/月

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）

10 单位/月

外泊時費用

2 4 6 単位

1日あたりの負担額 1月に6日以内

月をまたぐ場合は12日まで

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

所定単位数×163/1000単位/月

介護職員等処遇改善加算（ⅠⅡ）

所定単位数×176/1000単位/月

介護職員等処遇改善加算（Ⅱイ）

所定単位数×159/1000単位/月

	介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	所定単位数× 1 7 2 / 1 0 0 0 単位/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数× 1 3 6 / 1 0 0 0 単位/月
	介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数× 1 1 3 / 1 0 0 0 単位/月
	引き落とし手数料（ゆうちょ銀行）	10 円/月
	引き落とし手数料（その他 金融機関）	110 円/月
3) 対象者のみ加算額	褥瘡マネジメント加算	3 単位/月
	配置医師緊急時対応加算	
	配置医師の通常の勤務時間外の場合 （早朝・夜間及び深夜を除く）	3 2 5 単位/回
	早朝・夜間の場合	6 5 0 単位/回
	深夜の場合	1 3 0 0 単位/回
	退所時情報提供加算（Ⅰ）	5 0 0 単位/回
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	2 5 0 単位/回
	再入所時栄養情報連携加算	7 0 単位/回
	低栄養リスク改善加算	3 0 0 単位/月
	再入居時栄養連携加算	4 0 0 単位/回
	療養食加算	6 単位/食
	排泄支援加算（Ⅰ）	1 0 単位/月
	安全対策体制加算	2 0 単位/回

	自立支援促進加算	2 8 0 単位/月
	口腔衛生管理加算	9 0 単位/月
	経口移行加算	2 8 単位/日
	経口維持加算Ⅰ	4 0 0 単位/日
	新興感染症等施設療養費	2 4 0 単位/日
	在宅サービスを利用した時の費用	5 6 0 単位/日
	看取り介護加算（１） 7 2 単位/日	死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下
	看取り介護加算（１） 1 4 4 単位/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	看取り介護加算（１） 6 8 0 単位/日	死亡日前日、前々日
	看取り介護加算（１） 1 2 8 0 単位	死亡日

負担額＝単位数（加算含）×10.72円（地域加算）です。

（介護保険割合が２割の方は２０％）

（介護保険割合が３割の方は３０％）

利用料金を全額契約者に負担いただくサービスです（ご利用者のご希望による）

区分	金額	内容の説明
1) 居住費	第 1 段階 1 日 880 円	介護保険負担額限度額認定証の交付を受けている場合はその居住費の額となります。（令和 8 年 8 月 1 日より）
	第 2 段階 1 日 880 円	
	第 3 段階 1 日 1,470 円	
	第 4 段階 1 日 2,870 円	
2) 食費	第 1 段階 1 日 300 円	介護保険負担限度額認定証の交付を受けている場合はその食費に額となります。（令和 8 年 8 月 1 日より）
	第 2 段階 1 日 390 円	

	第 3 段階-① 1 日 680 円	
	第 3 段階-② 1 日 1,420 円	
	第 4 段階 1 日 2,090 円	
3) 理美容	1 回 実費	ご希望により理美容サービスをうけた場合。
4) 金銭管理事務手数料	1 ヶ月 2,000 円	入所者の希望により出納手続きの代行を致します。
5) おやつ代	1 日 110 円	1 0 時のおやつ代
6) おやつ代	1 日 160 円	1 5 時のおやつ代
7) 複写物の交付	1 枚 10 円	サービス提供等の記録物を複写した場合
8) 外出行事	実費	入場料、飲食代、お土産代等
9) クラブ活動等	実費	材料費等
1 0) 特別な食事 (行事食も含む)	実費	ご希望により特別な食事(酒類も含む)を提供した時の材料代
1 1) 歯科診療代	実費	歯科医からの請求額
1 2) 健康管理	実費	予防接種代等
1 3) 写真代	実費	行事等の実施時に希望により提供した場合
1 4) 嗜好品	実費	ご希望により嗜好品をご希望される場合
1 5) 喫茶・売店	実費	喫茶・売店コーナーをご利用された時

16) 持ち込み家電製品の電気代	月額 冷蔵庫 1 台 810 円 テレビ 1 台 600 円 ポット 1 台 720 円	家電を持ち込んだ場合の 電気代相当額
17) 入院・外泊時の居室料	1 日 2,870 円	入院、外泊をした際の費用（7 日目から）
18) 契約書に定める 所定の料金	1 日 12,000 円	入所者が契約終了後も不当に居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了日から現実に居室が空き渡された日までの期間に係わる料金を頂きます。
19) 私物洗濯代	実費	ご希望によりクリーニング専門店に出した場合
20) 交通費	タクシー代等の実費	協力病院以外の通院、入退院、私用での外出に係る交通費
21) マッサージ	実費	ご希望によりマッサージをうけた場合
22) 引き落とし手数料	実費	利用料等の引き落としを希望された場合の手数料

【利用料金説明】

一月分（30 日）の利用料金は、概ね ￥ _____ になります

利用料金説明者 _____ により、利用料金内容及び金額の説明を受け

ました。

説明を受けた者 _____

5 協力医療機関

（1）たちばな台病院 横浜市青葉区たちばな台 2 - 2 - 1

(2) ステーション歯科（歯科往診） 相模原市南区相模大野3-11-5KAJIYA第2ビル3F

6 苦情の受付

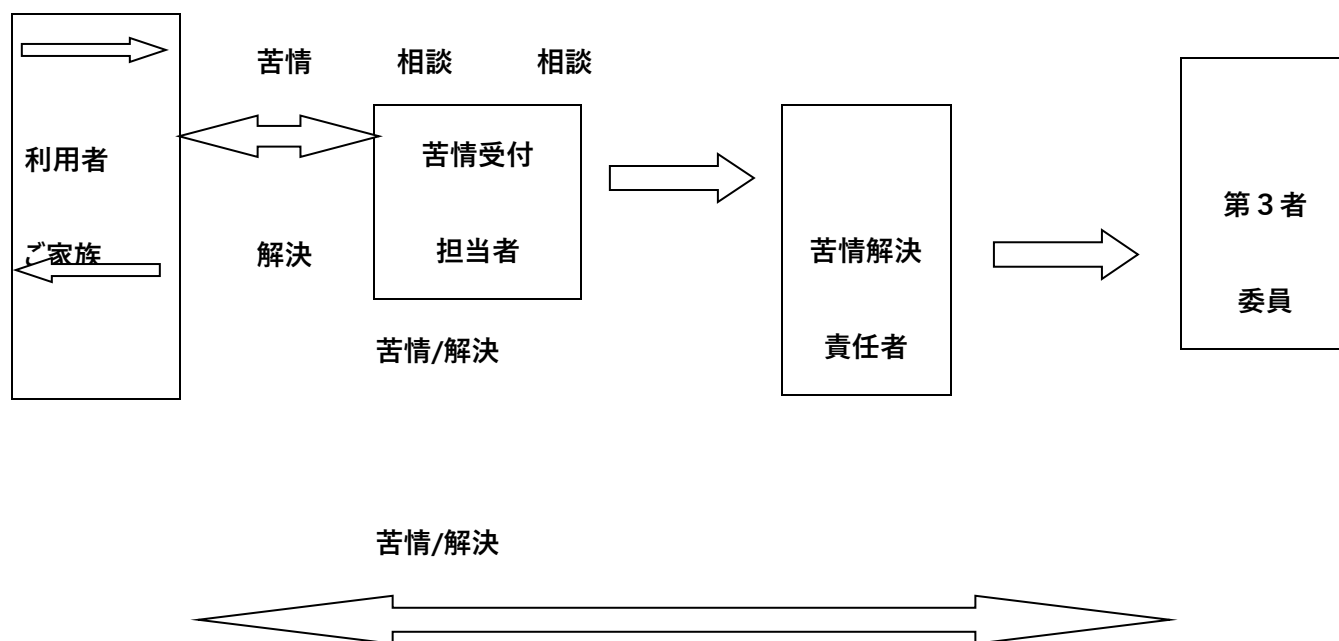
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します

当事業所の お客様相談窓口	苦情受付担当者	岡本 和也
	苦情解決責任者	石井 照代
	電話番号	045-962-8378
	FAX番号	045-962-1415

公的機関においても次の機関において苦情申し出等が出来ます

青葉区役所 保健福祉センター	所在地	横浜市青葉区市ケ尾町31-4
	電話番号	045-978-2437
	FAX番号	045-978-2416
横浜市	所在地	横浜市中区本町6-50-10
はまふくコール	電話番号	045-263-8084
(横浜市苦情相談 コールセンター)	FAX番号	045-550-3615

神奈川県	所在地	横浜市西区楠町27番地1
国民健康保健	電話番号	0 5 7 0 - 0 2 2 - 1 1 0
団体連合会	F A X 番号	



7 当施設ご利用の際の留意点

来園・面会 ： 来訪者は面会時間を遵守し、面会簿に記入するとともに職員に申し出てください。

感染症、食中毒の予防のためお食事の差し入れはご遠慮願います。

面会時間 9：00～17：00 それ以外の面会時間につきましては、ご相談下さい。

外泊・外出 ： 外泊や外出の際は、事前に外出先や帰宅時間を届け出てください。

設備の利用 ： 施設内の設備等は、本来の使用方法を遵守し、職員の指示にそって

使用してください。これに反した使い方により、破損等が生じたときは、

賠償していただく場合があります。

喫煙・飲酒 : てるてる園敷地内の喫煙は決められた場所以外禁止。

タバコやライターは施設での管理になります。喫煙、飲酒は、主治医の許可、

ご家族の了承と施設の判断の上可能になります。

危険物 : 施設が危険物とみなす物は、施設管理となります。(例 ハサミ、包丁、ライターなど)

迷惑行為等 : むやみに他の居室に立ち入りまた、騒音等により他の利用者の迷惑になる行為

はご遠慮願います。

宗教政治活動 : 施設内における他の利用者への、宗教活動や政治活動はご遠慮願います。

動物飼育 : 施設内へのペットの持ち込み、飼育は禁止

8 非常災害時の対策

非常災害時の対策 非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練及び防災設備	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を、入所者の方も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	15個所
	避難階段	1個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	51個所		
消防計画等	青葉消防署への届出日：平成21年2月20日			

	防火管理者： 石井 寛人
--	--------------

9 従業者の勤務形態

早番 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30

遅番 10：30～19：30 夜勤 17：00～9：00

【 説明確認欄 】

西暦 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 て る て る 園 説明者 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けその内容に同意し、交付を受けました。

入所者 氏名 印

個人情報使用同意書

私（入居者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

施設サービスを円滑に提供するために実施する担当者会議等において必要な場合

2 使用する職員の範囲

利用者に対してサービス提供又は相談援助等を担当する職員

3 条 件

(1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

西暦 年 月 日

【事業所】 住 所 横浜市青葉区奈良町2578番

名 称 てるてる園

施設長 石 井 照 代 印

【入居者】 住 所

氏 名

【家族】 住 所

氏 名